

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 （06-6208-9272）
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	地域の防犯活動を行う団体への公営住宅・改良住宅及び住宅附帯駐車場の使用許可の取消し
概要	地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けた者が、活動を実施しない、又は実施できない状態になった場合等には使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消書により許可者に通知します。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項 地域防犯活動のための市営住宅等活用実施要綱第20条 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000202787.html
処分基準	使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、地域防犯活動のための市営住宅等活用実施要綱第20条に基づき、使用許可を取り消すことがあります。 (1) 第4条に規定する活動を実施しないとき、又は実施できない状態になったとき (2) 第5条に規定する団体に該当しなくなったとき (3) 第11条から第13条までに規定する内容に違反行為があったとき (4) 虚偽の届出又は申請があったとき (5) 市営住宅の修繕、改築、建替え、撤去等のため必要があるとき又は管理上必要があると認めるとき (6) その他市長が使用条件を満たさなくなったと認めるとき 2 使用者は前項の規定により使用許可を取消されたときは、速やかに当該市営住宅等を明け渡さなければならない。 3 市長は、市営住宅について第1項の取消を行ったときは、取消を受けた使用者に対して、取消日の翌日から当該市営住宅の明渡しをする日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。 4 市長は、駐車場について第1項の取消を行ったときは、取消を受けた使用者に対して、取消日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、毎月、駐車場使用料の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。
ホームページ	
備考	